

# 基幹水利施設管理事業(継続)

## 1. 趣 旨

- (1) 農業水利施設は農業生産基盤の中核を成す重要な施設であり、大規模経営体の育成、農地流動、特定作物の生産振興など構造政策による地域農業の展開を図る上で、用水供給の配分調整、信頼性の向上等施設の適切な管理による的確な用排水管理が強く望まれている。
- (2) また、農業水利施設の管理については、その管理のあり方が農家経営に深くかわるものであることから、従来から受益農家により構成される土地改良区等により管理することが一般的であるが、施設の大規模・高度化、担い手への利用集積による構成農家数の減少、混住化の進展に伴う末端共同管理組織の弱体化や、都市化に伴う安全管理の必要性の増大等により管理業務が増大している。
- (3) さらに、農業水利施設は、国土・環境保全、レクリエーション等に資する機能を果たすなど、社会経済情勢の変化に伴って、その公共性・公益性は益々高まってきており、この面からも施設機能の適正な管理が望まれている。
- (4) このため、本事業は、市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、大規模で公共性の高い基幹水利施設(ダム、頭首工、用水機場、排水機場又は排水樋門という。以下同じ。)及び基幹水利施設と一元的に管理を行う幹線用排水路について、地域の農業情勢及び社会経済情勢の変化に対応した管理を行うことにより、その効用を適正に発揮させることを目的とするものである。

## 2. 事業内容

基幹水利施設について、都道府県知事は、関係市町村及び関係土地改良区等による委員会を設けて基幹水利施設管理強化計画を策定し、この計画に基づいて基幹水利施設を管理すべきとされた市町村等が土地改良区と連携を図りつつ施設のもつ農業用排水の安定、農村地域の公共・公益的機能を強化した管理事業を実施する。

## 3. 事業実施主体等

(1) 事業実施主体 都道府県、市町村

(2) 採択要件

ダム、頭首工、用水機場、排水機場、排水樋門及び用排水路であって次の条件を全て満たす施設(これと一体的に管理する必要のある施設を含む。)

農林水産大臣により管理を委託されたもの

受益面積 一施設毎におおむね1,000(地盤沈下地帯にあつては500)ha(畑を受益とするものにあつてはおおむね300(地盤沈下地帯にあつては100)ha)以上であること

非農地率 10%以上

規模要件 それぞれの施設において以下に掲げる施設の規模等に係る要件に該当するもの

施設の区分	施設の規模等に係る要件
ダム	設計洪水量がおおむね300m <sup>3</sup> /s以上、又は貯水量がおおむね2,500千m <sup>3</sup> 以上であること。
頭首工	下記の要件のすべてに該当するものであること。 (1)設計洪水量がおおむね300m <sup>3</sup> /s以上であること。 (2)ゲートを1門以上有すること。 (3)最大取水量がおおむね1.0m <sup>3</sup> /s以上であること。
用水機場	最大取水量がおおむね1.0m <sup>3</sup> /s以上であること。
排水機場	排水機の総口径がおおむね3,000mm以上であること。
排水樋門	計画通水量がおおむね15m <sup>3</sup> /s以上であること。
水路	基幹水利施設と一元管理を行い、幹線排水路にあっては、計画通水量がおおむね15m <sup>3</sup> /s以上、幹線用水路にあっては、計画通水量がおおむね5m <sup>3</sup> /s以上であること。

4. 補助率 30%

5. 平成19年度概算決定額 1,555,000(1,408,066)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課施設管理室】